

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 仙北市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.7%
全職員	68.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.8%
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	106.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6%
31～35年	94.9%
26～30年	90.1%
21～25年	79.3%
16～20年	94.3%
11～15年	101.0%
6～10年	70.5%
1～5年	74.3%

【説明欄】

全体的に男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている主な要因は以下のとおり。

- ・扶養手当、寒冷地手当等各種手当について、男性への支給が多い。
- ・給料単価の高い医療職（医師）における男性の比率が高い。
- ・常勤職員と比較し給料単価が低い会計年度任用職員における女性の比率が高い。

なお、基本給の決定及び昇給制度において男女の差異はない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。